

鳥取県建築物防災・復旧マニュアル
判定士認定申請書記入要領



鳥取県建築物防災・復旧マニュアルのあらまし

[趣旨]

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震の際に応急危険度判定、住宅相談、り災証明の技術支援等を実施したが、事前の体制整備の不足から、様々な問題点が発生した。

このような経験を踏まえ、種々の課題について整理、検討を行い地震災害に即時対応できるようにするため、県、市町村、建築関係団体が相互連携を図りながら実施体制の整備を行う目的でマニュアルを作成した。

鳥取県建築物防災・復旧マニュアルのあらまし

[作成過程]

鳥取県西部地震での実質的な関係者である県関係課、被災市町、建築関係団体で「鳥取県建築物防災・復旧整備研究会」を平成13年度に4回開催し、検討、協議した結果を基に当時の県建築課（現住まいまちづくり課）で案を作成した。

その後、「鳥取県建築物防災・復旧対策協議会」の第2回会議で承認され、平成14年4月に発刊された。

鳥取県建築物防災・復旧マニュアルの構成

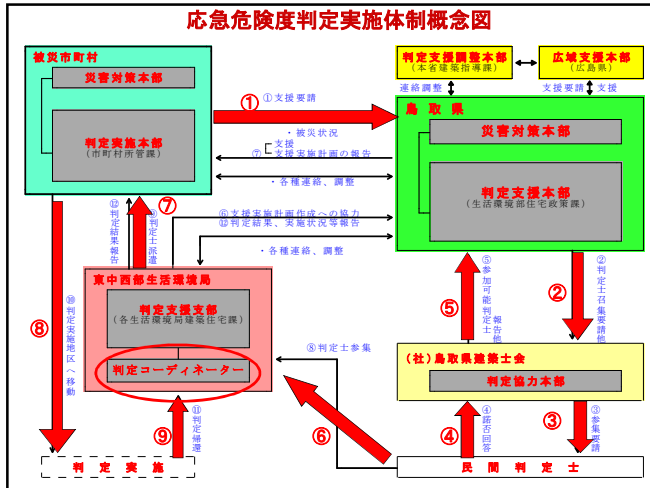
- I 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
- II 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
- III 住宅相談業務マニュアル
- IV 関係資料

地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成

- 1 実施本部業務マニュアル
- 2 支援本部業務マニュアル
- 3 支援支部業務マニュアル
- 4 判定士業務マニュアル
- 5 判定コーディネーター業務マニュアル
- 6 判定士招集連絡業務マニュアル（民間判定士用）
- 7 用語
- 8 各種様式等

各種判定業務の違いについて

- 1 応急危険度判定・・・3日以内、遅くとも1週間以内に実施
 - ◆ 余震等に対する建築物の倒壊危険性やその付帯物の落下、転倒危険性を地震直後の早い段階で判定
 - ◆ 恒久的復旧までの間の応急使用にあたっての危険性を情報提供し、二次的災害を防止する。
 - ◆ 応急危険度判定士が外観調査を主体に判定
- 2 被災度区分判定・・・2週間～3ヶ月以内に実施
 - ◆ 被災建築物の主として構造躯体に関する被災度の把握
 - ◆ 建築物の継続使用のための復旧の要否を判定
 - ◆ 建築構造技術者が内観調査を主体に判定
- 3 り災証明・・・随時実施
 - ◆ 全壊、半壊の認定
 - ◆ 建築物の安全性よりも財産価値の損失程度に主眼
 - ◆ 原則、行政職員が経済的被害判定を行う。場合により、建築士が援助する。



判定実施本部 (被災市町村)

- 被災市町村の災害対策本部長（市町村長）が建築物の応急危険度判定が必要と判断した時、所管課長を本部長として設置する。
- 主な業務
 - ① 地震発生時の情報収集
 - ② 判定実施要否の決定
 - ③ 県への支援要請
 - ④ 判定士への情報提供
 - ⑤ 判定結果の受理・整理（支援支部からの報告）

判定支援本部 (県生活環境部住まいまちづくり課)

- 以下の場合に住まいまちづくり課長を本部長として設置する。
 - 震度5強以上の地震が発生した場合
 - 市町村長から支援の要請があった場合
- 主な業務
 - ① 地震発生時の情報収集
 - ② 判定実施計画の作成、見直し及び報告
 - ③ 判定士等の参集要請、派遣
 - ④ 支援の実施
 - ⑤ 判定士の保険加入手続き

判定支援支部 (生活環境局建築住宅課)

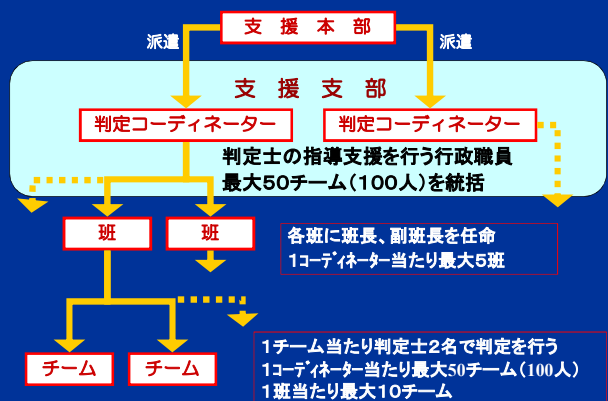
- 被災地近接の総合事務所長が、県支援本部長から支援本部設置連絡を受け、建築住宅課長を支部長として設置する。
- 主な業務
 - ① 地震発生時の情報収集
 - ② 判定実施計画の作成、見直しへの協力
 - ③ 判定士の受入、派遣
 - ④ 判定資機材の配布、受取
 - ⑤ 判定の実施
 - ⑥ 判定結果の報告
(県支援本部長、市町村実施本部長に対して)

4. 判定士業務マニュアル

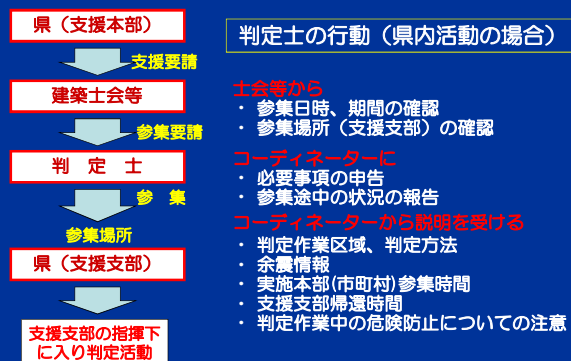
第2 判定業務の心得

- 応急危険度判定士は、原則として県の要請によりボランティアとして判定業務に従事する。自らの意志で従事する場合は支援本部長の指示に従い行動する。
- 県が定めた業務マニュアルを遵守し、迅速かつ誠実に判定を行う。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター



第4 応急危険度判定士の参集行動基準



第5 持参する判定士機材等

- 登録時に渡してあるもの
 - ・登録証 ・腕章 ・判定マニュアル
 - ・ヘルメット用シール ・下げ振り
 - ・クラックスケール ・ハンマー
- 判定士で準備しておくもの
 - ・ヘルメット ・筆記用具 ・軍手
 - ・コンバックス ・携帯電話(所有者のみ)
- その他必要に応じて準備するもの
 - ・安全靴 ・常備薬 ・雨具 ・防寒具
 - ・双眼鏡 ・方位磁石 ・用具入れ

第6 応急危険度判定の実施

- 注 意 点**
- ・判定作業は、コーディネーターの指示により実施する
 - ・判定時は判定士登録証、腕章を身につけておく
 - ・危険な場所に近づかない等、無理な行動をしない
 - ・緊急事態、疑問点等はコーディネーターの指示を仰ぐ
 - ・誠意を持って住民に対応する
 - ・判定結果の根拠を建物ごとに記録する
 - ・作業終了後は、コーディネーターに自己の状態、判定に関しての注意事項を報告する。

第7 判定結果の表示

- ・判定結果は「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかのステッカーを建物の入り口等の見やすい場所に貼り、その中に結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を記入する。



第8 住民対応及びマスコミ対応

1. 判定の際には、判定活動を紹介するパンフレットを持参する。住民への周知のためにも適宜配布する。
2. 判定時に所有者が在宅している場合には、ステッカーの意味を適切かつ丁寧に説明する。また、判定活動の趣旨も説明する。
3. 判定以外の業務を求められた場合には、趣旨を説明しお断りした上で速やかにその場を去る。
4. 所有者ともめた場合には、趣旨説明し判定ステッカーを無理に貼るようなことはしない。調査票の記録のみにとどめておく。
5. マスコミとは直接対応はしない。支援支部（生活環境局 建築住宅課）に尋ねてもらおうよう説明し、断る。

所有者（又は居住者等）との質疑応答の例（1）

（緑の表示で）

「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。

何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

所有者（又は居住者等）との質疑応答の例（2）

（黄の表示で）

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。（特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。）

〇〇〇（町）の〇〇〇（体育館）を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

所有者（又は居住者等）との質疑応答の例（3）

（赤の表示で）

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになることは危険です。

是非、〇〇総合事務所生活環境局の建築住宅課（ 日 以降は、〇〇市（町 村）災害対策本部）にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇〇の〇〇〇（体育館）を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

所有者（又は居住者等）との質疑応答の例（4）

住民から、「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

（答え）

（応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレット等を渡しながら）私たちは、〇〇市（町村）の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性（危険性）を判定しているところです。

従って、建物の「全壊」、「半壊」といったような「り災証明書」の発行のための調査ではありません。



判定コーディネーターとは

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者（全国被災建築物応急危険度判定協議会による）。

鳥取県においては、県・市の建築技術職員の中から選び、業務マニュアルに基づき養成する。

第1 判定コーディネーターの業務

- ① 判定実施の準備
- ② 判定実施チーム及び班の編成
- ③ 判定資機材等の確認
- ④ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑤ 判定士の送り出し
- ⑥ 判定結果の集計、支援支部長への結果報告

第2 判定実施の準備

1. 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき、支援支部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び判定実施区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの区域を設定する等の準備を行う。
2. 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき判定開始日の前日までに、判定資機材等の確保を行う。

第3 判定実施チームの編成

判定コーディネーターは、チーム編成マニュアルに基づき判定チームの編成を行う。

チーム編成マニュアル

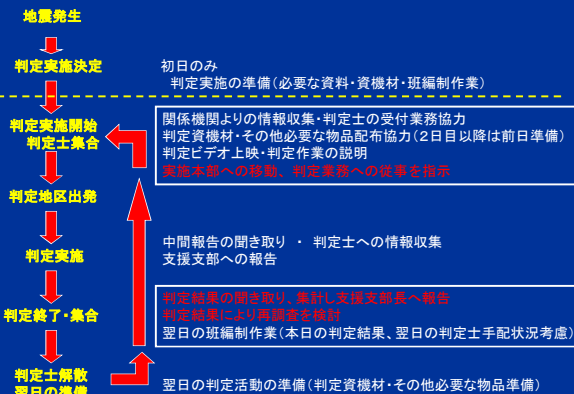
- (1) チーム
被災地で実際に判定を実施する最小単位で、原則2名の判定士で構成される。以下を考慮して編成する。
①活動可能日 ②年齢 ③被災地の地理に関する知識の有無
④判定経験の有無 ⑤その他、判定士の申し出事項
- (2) 班
複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。
- (3) 判定コーディネーター
支援支部において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。
判定コーディネーターは、支援本部長より任命、派遣される。

第4 判定作業の説明

判定コーディネーターは、判定士に対して以下の内容を説明する。

- ① 判定作業区域
- ② 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
- ③ 判定方法(判定調査表等)
- ④ 実施本部集合時間、支援本部帰庁時間
- ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
- ⑥ 定時の連絡方法
- ⑦ その他

第5 判定業務の開始～第7 判定業務の終了



6. 判定士招集連絡 業務マニュアル (民間判定士用)

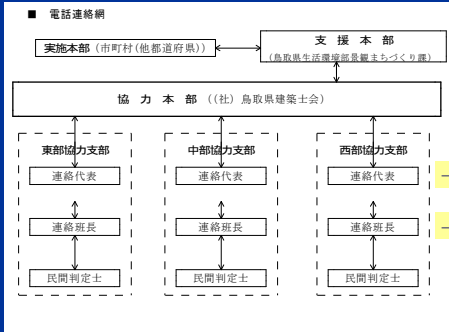


第1 目的～第5 名簿の管理

- ・ 県からの要請に基づき、一般社団法人鳥取県建築士会が行う民間判定士への連絡体制に関する基本的事項を定める。
- ・ 建築士会は県から要請があった場合には、参加可能判定士を速やかに県に報告する。
- ・ 県は登録された判定士の名簿を建築士会にも保管してもらうと共に、変更について随時通知する。
- ・ 建築士会は、名簿を適切に管理する。

第6 連絡方法～第8 連絡事項及び各員事項

- ・ 判定士への連絡は電話連絡を原則とする。
- ・ 連絡代表への連絡は電話とFAXを併用する。



・ 電子メールによる連絡も検討

→ 班長5人につき1人

→ 判定士10人につき1人

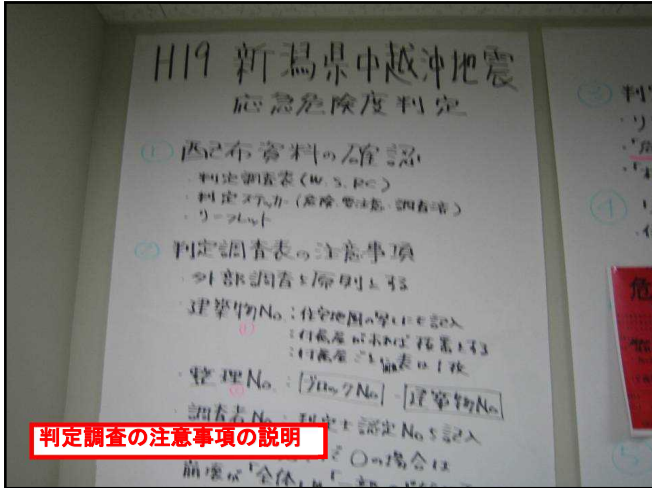
(連絡に関する留意事項)

- ・ 建築士会は連絡網により民間判定士へ連絡事項を電話する。
 - ①判定活動の場所
 - ②判定活動の実施期間
 - ③集合場所及び日時
 - ④確認事項の連絡先
- ・ 原則、判定士個々へ連絡。ただし、事業所の代表者による取りまとめでも可。
- ・ 判定活動への参加は判定士本人の自由意志。
- ・ 判定士は連絡班長へ確認事項を回答。
 - ①氏名、年齢、登録番号及び所属
 - ②判定活動への参加可能期間
 - ③判定経験及び土地勘の有無



平成19年
新潟県中越沖地震
判定実施本部 (柏崎市)





判定調査の注意事項の説明



判定ステッカーなど配布に関する判定士への指示



平成20年
 応急危険度判定実地訓練
 鳥取市青谷町





判定士 新規(更新)申請書記入要領

様式第1号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定(更新)申請書

本日の日付け
平成 年 月 日

鳥取県知事 様

フリガナをお忘れなく

フリガナ
フリ カナ
申請者 氏 名 OO OO
印

署名であれば不要です

風間に連絡が取れるところを記入してください。

電話番号 OO〇〇-〇〇-〇〇〇

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第4条第1項に基づき、判定士としての認定を申請します。この認定書に記載の事項は、事実と相違ありません。

生年月日	大 <input type="radio"/> 平 <input type="radio"/> 年 〇 月 〇 日	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
建築士 免状の種類	一級・二級・木造	〇をしてください	
登録	大臣・都道府県(鳥取県)登録番号(〇〇〇〇)	〇をしてください	
建築施工 管理技士免状の種類	1級・2級	二級・木造建築士の方は、登録した都道府県名をご記入ください	
登録	番号(〇〇〇〇)		
知事が認めた者	実務経験2年以上・建築行政吏員・国等で前職実務期間1年以上		
	実務経験による方は〇をしてください		

自宅など、休日等の連絡先の記入をお願いします。

メールは、情報の一斉連絡に使用させていただきます。

連絡先	住所 〒 680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール 〇〇〇〇〇〇 @ OO, ne. jp
勤務先	名称 〇〇〇〇 住所 〒 680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール 〇〇〇〇〇〇 @ OO, ne. jp
血液型	A・B・AB・ <input checked="" type="radio"/> ()

注) 1号裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。

〇添付書類
(1) 写真2枚(同一写真(当該申請書用及び登録証用))
(2) 認定の場合は、建築士又は建築施工管理技士免許証の写し
(3) 更新の場合は、旧登録証

勤務先など、日中の連絡先の記入をお願いします。

写真は、張付け不要です
写真 〇
(貼付不要)
縦30mm×25mm
6月30日 郵政 正色 カラー

添付書類

- ・ 写真2枚（裏面に氏名を記入してください。）
- ・ 建築士又は建築施工管理技士免許証の写し
- ・ 実務経験による方は提出不要（申込時に実務経歴書を提出済みのため）

申請書と添付書類をまとめて封筒に入れてください。

○その他留意点

- ・ 連絡先等が変更になった場合は変更届が必要です
- ・ 氏名に変更があった場合は、登録証を再交付手続きが必要です。
- ・ 登録証を紛失された場合も再交付手続きが必要です。
- ・ 5年後の有効期限前に、住まいまちづくり課から更新の案内を送付させていただきます。（自動更新）

住所の変更手続きがされていない場合
あて先不明で届かない場合があります

登録時にお渡しする判定資機材 （新規認定希望者）

- ・ 腕章
- ・ ヘルメット用シール
- ・ 下げ振り
- ・ クラックスケール
- ・ ハンマー
- ・ 収納袋

講習終了後受領証と引換えにお渡しします。

- ・ 判定マニュアル
（本日受付にて配布済）
- ・ 判定士登録証
（登録後、後日交付します）

判定士（過去に登録した方も含む）は、新規登録時に配布済みです。

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士資機材受領証

私は、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士として、下記の判定資機材を確かに受領しました。

ただし、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の資格を喪失したときは、すみやかに返還します。

記

1	腕章	1	ヶ
2	ヘルメット用シール	1	枚
3	下げ振り	1	ヶ
4	クラックスケール	1	ヶ
5	ハンマー	1	ヶ
6	収納袋	1	枚

申請書添付の封筒にいれないでください

記入をお願いします。

平成 年 月 日

今日の日付けを記入

住 所 ○○○○
氏 名 ○○○○
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

鳥取県知事 平井 伸治 様

この申請書と引換えに、判定資機材をお渡しします。

【問合せ先】

県庁 住まいまちづくり課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

【電 話】

0857-26-7697（直通）

【ファクシミリ】

0857-26-8113

【ホームページ】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47499>